

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成 28 年 1 月に制定し、同年 7 月、平成 29 年 6 月及び平成 30 年 9 月に改定を行った「電力の小売営業に関する指針」（以下「本指針」といいます。）については、需要家による小売電気事業者の切替え（スイッチング）の期間中における取戻し営業行為につき、スイッチングを阻害し電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、その内容について見直しを行う必要があります。

ついては、本指針に関し、別添の新旧対照表のとおり改定を行うことについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第 66 条の 14 第 1 項の規定に基づき、貴職に建議いたします。